

札幌市環境審議会の運営方法について（事務局案）

1 部会の設置

特に重点的に議論すべきと考える下記の2つの分野の専門部会を設置し、内容の検討を行う。
 なお、部会での検討結果は審議会本会議に随時報告することとする。

○環境問題対応部会

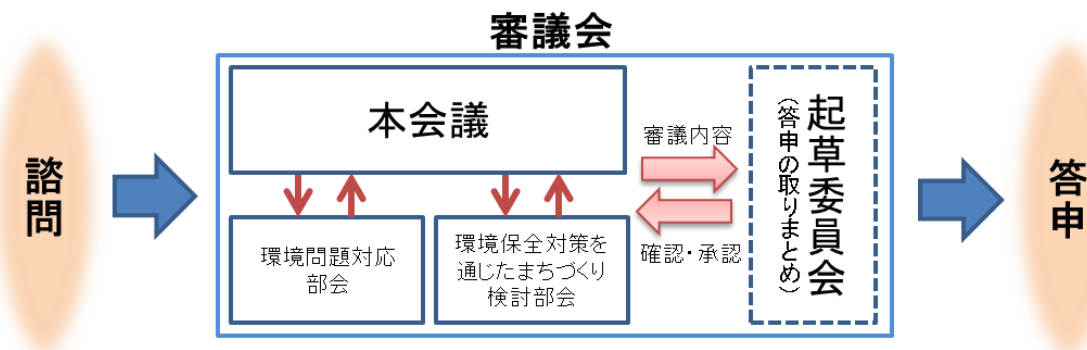
地球温暖化等の各分野における環境対策、新たな環境問題（生物多様性、地球温暖化への適応対策、水素社会への対応等）等について検討

○環境保全対策を通じたまちづくり検討部会

少子高齢化対応、地域コミュニティの活性化、
 観光と経済の活性化（オリンピック開催に向けた視点を含む）等について検討

2 起草委員会の設置

中間答申及び最終答申の作成にあたっては、起草委員会を設置し、審議会本会議での意見を取りまとめる。



3 市民参加

計画策定にあたっては、市民意見を広く反映するためワークショップやパブリックコメント等を実施することとし、審議会はその結果について報告を受けるとともに、これらの報告内容を踏まえ、答申の検討を行う。

なお、ワークショップについては、進め方の検討や実施にあたり、一部の委員にもご協力いただくこととしたい。

4 会議の公開について

札幌市環境審議会は、札幌市の附属機関であることから、札幌市情報公開条例第21条により、本会議・部会及びその議事録は公開とする。

なお、起草委員会は、それまでの審議内容を取りまとめる作業を行うための組織であり、札幌市環境審議会規則による規定もないことから、非公開とする。

●審議会運営スキーム・スケジュール（想定）

